

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年8月18日

福島県相双建設事務所長 佐藤 敬

工事（委託業務）番号	第26-41370-0243号
工事（委託業務）名	道路橋りょう整備（再復）工事（盛土）
質 問 事 項	
1. 当該工事個所は、既に関連工事の土砂運搬路及びトンネル掘削土の破砕場として使用されているため、入札執行後に直ちに当該工事（盛土工）に着手出来る状態ではないと見受けられます。そのため、当該工事においては、盛土工の施工区域や作業時期等に係る調整が必要になってくると思われます。今後、既関連工事を含めた全体工程計画を確認・検討する参考情報とするため、どのように進めて行くのかをご教授願います。 2. 既関連工事にて工区内及び工区外のトンネル掘削発生土砂搬送路（村道等）を日常的に補修や清掃活動が行われておりますが、今回発注の当該工事においても同様に行うことなどが見込まれておりますでしょうか。また、それらに係る費用については設計変更の協議対象として宜しいかをご教示願います。 3. 現在、既発注済みの関連工事（3件）において、複数台の自走式破砕機にてトンネル掘削土（岩ズリ）を破砕して盛土材（骨材）を製造しておりますが、何らかの原因や理由などによりトンネル掘削土の搬出が停止、供給されなくなった場合は、当該工事においても工事が中止又は休止することになりますでしょうか。このことについてご教示願います。	

回 答 事 項

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 関連工事と調整し、本工事契約までに現場着手可能になります。2. トンネル掘削発生土砂搬送路の補修等については、既発注工事と一連で対応すると考えております。また、費用については、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき、協議の対象とします。3. 工事を施工できないと認められる場合は、福島県工事請負契約約款第 20 条に基づき、協議の対象とします。 |
|---|

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。